令和元年度

千曲市財政援助団体等監査報告書

令和元年11月8日 千曲市監査委員



令和元年度千曲市財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき、下記監査の対象団体等(以下、「団体等」という。)の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに所管部課の財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

2 監査の対象団体等

別紙のとおり

3 監査の実施日

令和元年 10 月 9 日 (水) から令和元年 10 月 28 日 (月)

4 監査の方法

監査に当たっては、財政援助に係る出納その他の事務の執行について、団体等から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、ヒアリングその他必要と認めた監査を実施した。

また、所管部課の財政援助に係る事務の執行について、各部課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、ヒアリングその他必要と認めた監査を 実施した。

第2 監査の結果等

団体等及び所管部課に対する監査の結果は、下記のとおりである。

第3 監査委員の意見

下記のとおり

第4 財政援助の概要

1 千曲市清掃組合

所在 : 千曲市杭瀬下二丁目1番地

代表者: 組合長 宮川隆幸

(1)補助金等名及び金額

清掃組合運営費補助金 337,297 円

(2) 所管部課名

市民環境部廃棄物対策課

(3) 交付の目的

市の責務である市民のし尿収集にかかる、下記(4)手数料は本来市が負担すべきものであるが、実際には手続きの便宜上千曲市清掃組合が負担していることから、補助金にて同手数料相当額を補填することを目的とする。

(4)補助対象事業の内容

- ・し尿収集料金口座振替に要する手数料
- ・千曲市清掃組合が支出する口座振込に要する手数料

(5)補助金等交付の根拠法令等

し尿収集料金は市として口座振替を促進してきたこと、し尿収集は市の固有事務であり、し尿収集業務に係る手数料は市にて負担すべきものであると解することによる。

(6)監査の結果及び意見

ア 団体等に対する監査の結果及び意見

上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

イ 所管部課に対する監査の結果及び意見

当該団体等に対する上記補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

2 千曲市交通安全会

所在 : 千曲市杭瀬下二丁目1番地

代表者: 前山 正則

(1)補助金等名及び金額 交通安全事業支部活動補助金 500,000 円

(2)所管部課名 市民環境部生活安全課

(3) 交付の目的 交通安全事業推進のため

(4) 補助対象事業の内容 季別の交通安全運動、交通指導所の開設、街頭指導等

(5) 補助金等交付の根拠法令等 千曲市交通安全条例

(6) 監査の結果及び意見

ア 団体等に対する監査の結果及び意見

(1) 毎年度の事業予算に対する執行率が10%~50%で予算と決算との間に 大幅な開差が生じ、執行残額のすべてを翌年度へ繰越しているため、その 繰越額も年々累増している支部がある。

(埴生支部、川西支部、上山田支部)

(2) そのため、交付された補助金が繰越金の一部となり、結果として本来の事業のために有効に活用されていないものとなっていることから、今後は、繰越金を考慮したうえで事業執行に見合った事業計画予算を策定されたい。

イ 所管部課に対する監査の結果及び意見

- (1) 翌年度への補助金の交付については、各支部から徴している事業計画書、 決算書を十分分析し、事業を執行するうえで真に必要な補助金となるよう 検討されたい。
- (2) また、補助金の各支部への配賦が一律人口割となっているが、支部によっては、本来市が負担すべきカーブミラーの修繕費を負担していたり、車両割会費の徴収状況や協賛金等の自主事業への取り組み状況がそれぞれ異なるため、これらの事情を斟酌した配分にすべきと思われる。

3 さらしなの里縄文まつり実行委員会

所在 : 千曲市大字羽尾 247-1

代表者: 豊城 巌

(1)補助金等名及び金額

さらしなの里縄文まつりイベント補助金 600,000 円

(2) 所管部課名

教育部歴史文化財センター

(3)交付の目的

さらしなの里縄文まつり開催による史跡公園及び地域の活性化

(4)補助対象事業の内容

さらしなの里縄文まつりイベント

(5)補助金等交付の根拠法令等

千曲市史跡公園まつり補助金交付要領

(6) 監査の結果及び意見

ア 団体等に対する監査の結果及び意見

決算において生じた差額については、決算報告書の中で差引金額として別途項目をたて明らかにしているものの繰越金として予算書、決算書の中には全く表示されていない状態となっているため、今後は、決算収支差額のすべてを繰越金として決算書に計上するよう改善されたい。

イ 所管部課に対する監査の結果及び意見

毎年、繰越金が増加し続け、現在では交付している補助金相当額までに達している状況を踏まえ、将来への事業の維持継続を念頭に、財源の大半を占める企業等からの協賛金の在り方や繰越金の取り扱い等を十分検討したうえで補助金の交付額を決定すべきと思われる。

4 千曲陸上競技協会

所在 : 千曲市杭瀬下二丁目1番地

代表者: 岡田 昭雄

(1)補助金等名及び金額

千曲陸上競技協会助成金 446,400 円

(2) 所管部課名

教育部スポーツ振興課

(3)交付の目的

市民のスポーツに対する関心を高め、もって市民スポーツ振興に寄与するため

(4)補助対象事業の内容

千曲陸上競技協会が参加及び行う事業

- 県縦断駅伝競技大会
- · 更埴小中学校陸上競技大会 等
- (5)補助金等交付の根拠法令等

千曲陸上競技協会補助金交付要領

(6) 監査の結果及び意見

ア 団体等に対する監査の結果及び意見

- (1) 郵便切手、はがきを購入、保管しているものの受け払い簿が未整備の状況 にある。
- (2) 郵便切手等は、換金性が高く盗難、紛失等の事故につながりやすいため現金同様の管理をしていく必要がある。よって、今後は早急に受け払い簿を整備の上、受け入れ、払い出し、残高の状況を常に明らかにし、適切に管理されたい。
- イ 所管部課に対する監査の結果及び意見

当該団体等に対する上記補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

5 千曲川ハーフマラソン実行委員会

所在 : 千曲市大字磯部 1406-1

代表者: 岡田 昭雄

(1)補助金等名及び金額

千曲川ハーフマラソン補助金 3,000,000円

(2) 所管部課名

教育部スポーツ振興課

(3)交付の目的

市民のスポーツに対する関心を高め、もって市民スポーツ振興に寄与するため

(4)補助対象事業の内容

千曲川ハーフマラソン実行委員会が開催する千曲川ハーフマラソンに関する事業

(5)補助金等交付の根拠法令等

千曲川ハーフマラソン実行委員会補助金交付要領

(6) 監査の結果及び意見

ア 団体等に対する監査の結果及び意見

上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

イ 所管部課に対する監査の結果及び意見

当該団体等に対する上記補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。